

Title	Commission des Subsistancesの通商政策に関する一研究
Sub Title	On the commercial policy of committee of foodstuff in revolutionary France
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.25(147)- 35(157)
JaLC DOI	
Abstract	One of the most important themes of French Revolutionary Government in autumn 1793, was to acquire and supply foods to the Army. But the food supply was limited in the country, so import from abroad was the only way to solve this problem. Therefore, Committee of Foods founded Agence and gave it a task of buying corns, and animal foods. As I have already told you about corns, I'll tell you about buying animal foods. This buying was chiefly followed by "Negociant" and they bought them from North Germany, Denmark, Norway and the United States. This means gave an opportunity to bourgeoisie, who had followed import and export, especially at Gironde and Lorient. In short, they naturally broke the control system of economy of "Terror" and then lead to the destruction of Gacobin Regime.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# Commission des Substances の通商政策 に關する一研究

鈴 木 泰 平

## 序 論

故ジョルジュ・ルフェーヴル教授の論文「ベルグ地區に於る生活資料」<sup>シユヴスタンス</sup>が吾々のフランス革命史研究に新しいディメンションを切り開いたのは尙記憶に新しい。

「生活資料」とは云ふまでもなく生活必需品と軍需必要物資を總轄した名稱であるが、フランス革命に於て特に恐嚇政治の主要任務はこの充分なる補給調達にあつた。その方法に關しては著しく限られた条件下にあつたため、当然高度の國家權力の行使とその行使を可能ならしめる體制の樹立が試みられたが、その運用過程に於て恐嚇政治の擔手は自らその限界を知らなければならなかつた。こゝに國家統制主義<sup>エタティスム</sup>の修正乃至は改革が必要になつた所以があつたのである。

本稿は、この革命經濟政策の轉換を促した食糧委員會の動きの中、特に穀物<sup>ブレ</sup>を除いた食糧―主として動物性食糧―の輸入買付をめぐる問題の中から、エタティスムを事實上、否認した新しい動きを検討したいと思ふ。尙、穀物の外國買

付の制度、効果及び革命政治との關聯については「史學」(三十の三)に略述したので、本稿はそれには触れず専ら特殊な問題の解明に従い、前論文の補論の如き形態をとることとした。

(一)

國民總員令と公定價格制を制定した後、革命政府の直面した緊急な課題は、一七九三年秋に於て約百萬内外に達した兵員の補給調達の問題であつた。公安委員會が所謂食糧委員會を設置して、大規模な補給計畫を策定したのは勿論、この事態に對應しようとするものであつたが、補給、調達を國內資源に求め、補給手段の政策的、技術的改革に頼る限り、その目的は到底達成できるものではなかつた。この結果、補給の云はば最後の手段として訴えられたのが國外買付—輸入—の方法である。

食糧委員會が通商委員會を一七九三年十月二十一日に設置したのは、この國外買付に専念させるためであるが、その設置を報告した公安委員會宛の報告によると、通商委員會の主要任務は穀物の輸入の他必要原料及び補助食糧—動物性食糧と植物性食糧—の輸入、調達にあつた。本委員會の運用に於る最大の特徴は、通商實施上の技術的方法が漠然としてゐること、實施機關として民間業者が規定されてゐることである。従つて監理機關としては、一應、委員會と海外駐在員制度が設けられてゐるものゝ外國買付に實際に當る實施機構は純粹な民間組織であり、当初から民間業者の或る程度の自由裁量を認める建前をとつてゐた。

委員會の發足に當り、公安委員會は、必要物資の購入基金として一億リーヴルの財政資金の運用を認め、その中五千萬リーヴルは通商委員會の自由處置を承認してゐるが、買付、購入に當つて大幅な國家權力の介入を避ける態度をとつ

てゐたのは、恐嚇政治の運用原則から見れば、極めて異例のことである。

購入運轉基金としては、その後少くとも五千萬リールを増額されてゐるので、総額は、一億五千萬リール以上に上つてゐるが、勿論この中、約八割五分内外は食糧委員會の直接的な軍需品と穀物の購入に使用されるので、補助食糧の購入運轉基金としては約一割強の額が割當されてゐることとなる。

通商委員會が、軍團補給用として買付の必要を認めた動物性食糧は、牛肉、羊肉、馬肉、家畜、鹽漬肉、魚類、脂油類等であるが、その買付の理由が、國內市場で大量買付が不可能であり且又著しく缺乏してゐたことにあるのは云ふまでもない。

牛肉、馬肉、家畜類を含めた廣い意味に於ける肉類ヴエステイナールの補給、調達に關しては、穀物の場合と同じく、國內各地の生産量の調査が試みられたことがあつたが、その結果については何等の報告もなく、委員會としては、少くとも計畫的な生産計畫や補給計畫を立てることは發足當初から不可能であつた。その上、從來からの購買手段も購入地域も明確ではなく、総合的な調達供給は期待し得るものではなかつたのである。

陸軍補給擔當委員ジェヌオは、早くから斯様な事情を察知し、ベルギー、スイス、及び北アメリカからの買付カウを屢々勸告したことがあつたが、此の段階では買付を委託すべき民間業者に未だな反革命の嫌疑がかけられてゐたため、實現し得ない状態にあつた。

動物性食糧を含む必要物資の購入基地を何處に設置し、如何なる機能を營ませるかについては、當初の間、未決定であつたが、公安委員會のガラアがジェヌオを視察した後急速に基地の設營と運用方法が決まるに至つた。ガラアのジェヌオ視察報告の内容が不明なので、詳細は分らないが、恐らく中立第三國との通商便宜上の配慮がジェヌオを基地にす

る有力な原因になつたと思はれる。

通商委員會の活動は、このジェノア基地設定を契機として急速に活潑になるが、このジェノア基地の活動を完全に行はずには、ジェノアに硬貨を現送し、通商決算上、直ちに使用し得る状態に置くことであつた。食糧委員會の十二月六日付の記録によるならば、<sup>(一〇)</sup>基地設定と同時に早くも取引がレヴァント産の食糧から始められ、六拾四萬リーヴルの仕拂が行はれてゐるのであるが、この場合の仕拂内容とアッシニヤの使用され方は不明である。ルアーヴル港到着のアメリカ産食糧の場合には<sup>(一一)</sup>明確に全額硬貨拂いにしてゐるが、外國購入品の仕拂は、原則的には公定價格を上廻る硬貨拂いを認めてゐるので、<sup>(一二)</sup>恐らく、レヴァント産食糧の場合も全額硬貨拂いがされたものと見て差し支えないようである。

ジェノア買付の肉類購入操作資金として現送が治めて行はれたのは一八〇萬リーヴル<sup>(一三)</sup>であるが、ジェノアが購入基地として本格的に活動を行ふにつれて、より大規模な資金と現送が必要であり、委員會は追加資金として六千萬リーヴルを求めると至つてゐるのである。この大規模な買付は當然、専任の駐在員の派遣を促したが、<sup>(一四)</sup>この駐在員の権限が不明であるので、硬貨による仕拂の程度と内容は詳にし得ない。追加資金としての六千萬リーヴルは結局認められてはゐないが、何れにせよ急速に活潑化したジェノア購入には巨額の硬貨を必要としてゐたのは確かである。ジェノアに現送された硬貨は、ルフェーヴルの計算によれば、<sup>(一五)</sup>三千万リーヴルに上つてゐるが、その中、どの程度、肉類を含めた食糧購入に振り向けられたかは不明である。カロンの算定に従えば、ジェノア基地が主として直接的な軍需品原料調達に用いられて居り、又肉類調達に關する記録には殆んど記載がない點から見れば、肉類の補給、調達にはジェノアは、余り機能果してゐなかつたように思はれる。

(二)

肉類を含めた動物性食糧の調達に關して、ジェノアと平行して期待されてゐたのは、バルト沿岸諸國—北ドイツ、デンマーク、ノルウェーとアメリカ合衆國であつた。購入地域の異なるにつれ、當然買付品目にも變化があつたが、鯨、干魚、チーズ、魚油等がその主なるものである。その中心的な購入地は、ハンブルグ、ゴートンブルグ、ベルゲン等であり、九三年十二月にそれ等の最初の購入契約が承認されてゐるが、その買付量、價格等の詳細は不明である。ついで、九四年一月には、一カンタール（五十キログラム）當り三十リーヴルで四萬五千カントオに上る鹽漬肉の購入契約がなされてゐるが、この價格はゴートンブルグ買付のと同じであり、アメリカを除くバルト週邊區域よりの鹽漬肉は、大體、この程度の價格による買付が普通であつた。

鹽漬肉と並んで多量の買付が見込まれたのは、鹽鱈、乾魚、鯨等であるが、その契約量は、全部で十六萬カントオに及び、この中、鹽鱈は一カンタール當り十三リーヴル、乾魚は三十リーヴル、鯨は二十リーヴルでそれぞれ契約されてゐる。通商委員會は、これらの契約に當り低廉な價格であつたと述べてゐるが、恐らくアッシニヤの低落を考慮した上でのことであらう。

契約されたものの中、鹽鱈及び干魚（干鱈）の買付量は、各々、四萬カントオ三萬六千カントオであるが、その買付先はノルウェーのヴェルゲンに限られて居り、肉類が北ドイツのホルスタイン及びアメリカ合衆國に専ら求められてゐるのと好對照をなしてゐる。何れも調達量が豊富で低廉であつたのが調達先を決定した原因であると思はれる。

鯨はノルウェーのゴートンブルグに限つて買付され、一カンタール當り二十リーヴルで五萬カントオの契約がなされ

てゐるが、干鱈も四萬カントオ、百二十萬リーヴルの契約が行はれてゐた。<sup>(二二二)</sup>

魚類と並んで動物性食糧として購入されたのは、グリュイエルチーズである。<sup>(二二三)</sup> 買付先はスイスに限られ、一萬カントオ、六十萬リーヴルの支拂いが見込まれてゐたが、現實に入荷したのは、一萬リーヴル相當分に過ぎない。チーズと並んで大量買付がされたのは、獸脂<sup>(二二四)</sup>であつて、一萬四千三百カントオの量に對して、約二十三、四萬リーヴルの支拂いが行はれてゐた。

動物性食糧の買付契約量は、全體で三十四萬二千四百カントオに達してゐたが、<sup>(二二五)</sup> その支拂予定金額は家畜類三百萬リーヴル、油脂類百六十萬リーヴルを含めると一千三百五十二萬リーヴルに達する。これは、穀物<sup>(二二六)</sup>の予定所要額の一億三千五百萬リーヴルの約一割に當り、疑もなくそれは主要な買付食糧としての扱いを受けてゐたことを示してゐるのである。處で、この重要な動物性食糧の軍團補給に果した効果は、どの程度のものであつたのであらうか。この點を推測するのは、資料の關係上、殆んど不可能であるが、相當程度寄與したことは勿論である。

### (三)

以上は、動物性食糧の購入、買付に關する極く斷片的な事實と資料を列舉し、買付そのものゝ規模、内容を素材的に提供したに過ぎないが、この事實に關しては、二、三問題があるように思はれる。

その一は、買付價格に關する點である。通商委員會は、屢々、低廉な價格で契約したと述べてゐるが、當時の決算比率から見れば、如何なるものであらうか。デンマーク船積載の鹽鱈、干鱈の引きとり價格は、ロンドン、ハンブルグの爲替相場で一ポンド二百十リーヴル見當になつて居り、<sup>(二二七)</sup> 少くとも九二年當時に比較すれば二倍程度になつてゐたと思は

れる。従つて、動物性食糧の購入価格は、ブレに比較すれば割高であつたことは明らかである。

外國からの買付に當つて、次に問題になるのは、仕拂手段である。外國買付は、原則として、公定價格によらず硬貨拂が認められてゐた譯であるが、アッシニヤ仕拂も行はれたのは確かである。ところで、硬貨事情は如何なるものであつたであらうか。ノール軍團、アルデンヌ軍團及びモーゼル軍團の場合の如く、硬貨使用に全て食糧委員會の證明を必要としてゐたことは、<sup>(二八)</sup>硬貨の甚しい缺乏を示してゐるが、事實、硬貨の調達準備には多大の努力が必要であつた。在外フランス人所有の外國爲替の提供を求め、國內主要港灣區域在住の者の外國證券の申告を強要し、<sup>(二九)</sup>パーゼルとジェノアに奢侈品の輸出を奨励してゐる等の一連の事實は、要するに硬貨事情の悪化してゐる證據に過ぎないのであるが、問題は積極的に硬貨を獲得する方法にあつた。

通商委員會が、この方法として編み出したのは、結局、輸出を増大する仕方であつて、絹製品、葡萄酒、織物等の輸出が硬貨獲得に重要な役割を演じたものと思われる。しかし、この額がどの程度になつてゐたかは判然としてゐない。尙、硬貨仕拂を補ふ手段として貴金屬、寶石、奢侈品の徵發、買入が行はれ、或いは貴金屬品自體による現物仕拂の手段<sup>(三〇)</sup>がとられてゐたのも硬貨事情を示す一斑の材料であらう。

食糧買付は原則的には民間業者に委任されてゐたが、その取引にはどの程度の利潤が認められてゐたであらうか。カロンとオーラルの史料には、その記載がないので推定は困難であるが、ルフェーヴル<sup>(三一)</sup>に従えば、二パーセント程度のもの、コンスタンチノーブルに設置されてゐたアジャンスは二分の一パーセントに過ぎない。しかし、「貿易の實務に關する知識が全くないアジャンスの駐在員<sup>(三二)</sup>」を引き上げる傾向にあつたため、民間業者の受ける利益は、恐らくより大きいものになつたと思はれる。尙、民間業者の、輸送區域及び期間に起り得る損失等については、委員會は何等の保



證を與えた證據がないが、若しもさうだとするならば、民間業者の危険負擔は相當大きいものになる譯であり、従つてそれだけ食糧買付は爲替變動と相俟つて投機性の高い仕事になる可能性を持つてゐたと云えるのである。

次に検討すべきは、各購入地域毎に特定の業者のみが、獨占的な取引を認められてゐたことである。スワン商會がアメリカに、ベルゲン、ゴートンブルグには各々、サン・ジャン會社とカシミール・フルニエ商會が取引を認められてゐるのは如何なる事情によるのであらうか。これにはオーラールの史料が示してゐる如く、<sup>(三五)</sup>取引實務の便宜上、買付地域の出身者又はこれとの利益關係の深いものが擔當させられてゐるやうに思はれる。事實上、北ドイツ、アメリカ出身の者が各商會に多いのは、恐らくこのことを立證する材料であらう。

續いて検討すべき點は、買付實施に當つた民間業者とは何であつたであらうか。軍團の食糧補給に關しては、イタリー軍團の糧食商人ハルラーの如く、従前、軍團との取引關係を持つてゐたものが當つてゐる場合もあつたが、壓倒的に多いのは、貿易商人<sup>ネゴシアン</sup>であり、委員會も取引實務に通じてゐるネゴシアンに積極的に當らせる方針をとつてゐた。又、ポルドーでは補給業務も直接、却業者<sup>ネゴセ</sup>に委せてゐたが、多くの場合、ネゴシアンがネゴセを兼ねてゐるので、實質的にはネゴシアンが大部分その業務に當つてゐたこととなる譯である。

#### (四)

以上、検討してきた事情から、吾々は、一連の注目すべき新しい像を再建することが可能ではないであらうか。買入價格が通常の相場を相當上廻つてゐるにもかゝらず、それに對して何ら對策を立てず専ら民間業者に委せ切つてゐる態度。利益の保證が少く危険負擔が多い投機的事業に民間業者が積極的に乗り出し、しかも硬貨獲得の手段としての輸

出認承を求めるものが激増してゐる事實。取引形態が獨占的形態をとり、外國證券を巨額に所有してゐるものゝ貿易商人が買付、補給等の一連の實務に參畫してゐる事情。これ等の事態から直ちに引き出されてくることは、從來、尨大な外國爲替と商業資本を所有し、貿易の實務に參畫し自由な商業、取引に通じてゐたジロンド縣、ボルドー、ローリアンの貿易商人<sup>ネゴシアン</sup>が、恐嚇政治の末期に新しい時代的要請に應じて再び登場してきたと云ふ事實である。

ジロンド派上層ブルジョア<sup>フエデラリスム</sup>の復括。彼等は、明瞭に分權主義運動の推進者であり、恐嚇政治の集權的、統制的傾向とは全く相容れない自由體制<sup>フエデラリスム</sup>自由貿易を求めてゐる人々であつた。彼等は又、食糧調達制度に於る分散的、分權的方法を利用して、極めて自然に貿易の國家統制を打破し、しかも食糧政策に於る自由主義的轉換に乗じて見事にモンターニュ派革命政治の崩壞の端緒となることゝなつた。

外國貿易の自由企業への依存傾向と革命民衆の不滿は、モンターニュ派革命政府に更に高度の「恐嚇」の施行を求め、社會保障のより一層の充足を迫つたが、食糧軍需補給に於てさえ充分ではなかつた破等には、到底副い得ることではなかつた。恐嚇政治は、急速に凡ゆる點で再検討されるべき轉機に立つてゐたのである。九三年の輝ける眞紅の太陽<sup>軍需補給と社會保障の二大委請に應ずべきモニター</sup>ニユ派ロベスピエール政權<sup>は漸くその光彩を落しつゝあつた。</sup>

註

- (一) Pierre Caron, La Commission des Subsistances de l'All (Procès-Verbaux et Actes), Collection de Documents inédits sur l'Histoire économique de la Révolution Française, Paris, 1925, p. 9.
- (二) Caron, op. cit., p. 79—82.
- (三) Caron, op. cit., p. 79—82.
- (四) Caron, op. cit., p. 49.

- (五) Caron, op. cit., p. 670.  
(六) Caron, op. cit., p. 24—25.  
(七) Caron, op. cit., p. 24.  
(八) Caron, op. cit., p. 25.  
(九) Caron, op. cit., p. 78 et 84.  
(一〇) Caron, op. cit., p. 93 et 94.  
(一一) Caron, op. cit., p. 56.  
(一二) Caron, op. cit., p. 35.  
(一三) Caron, op. cit., p. 647 et 654.  
(一四) Aulard, Recueil des Actes du Comité de Salut Public, Tome. IX, p. 2.  
(一五) Lefebvre, Études sur la Révolution Française, Paris. 1954, p. 191.  
(一六) Caron, op. cit., p. 108.  
(一七) Caron, op. cit., p. 210 et p. 664—5.  
(一八) Caron, op. cit., p. 664—5. アメリカ産のは四五リーサルであるが、これは輸送経費によるものである。  
(一九) Caron, op. cit., p. 664—5.  
(二〇) Caron, op. cit., p. 210.  
(二一) Caron, op. cit., p. 664—5.  
(二二) Caron, op. cit., p. 335 et 393, p. 664—5.  
(二三) Caron, op. cit., p. 233 et 269.  
(二四) Caron, op. cit., p. 337.  
(二五) Caron, op. cit., p. 670.

- (一六) Caron, op. cit., p. 670.
- (一七) Caron, op. cit., p. 210. 尙『法濟』卷二二二頁 Lefebvre, p. 171—2. 参照。
- (一八) Aulard, op. cit., Tome. XI. p. 693—4. 一應『この三軍團に委ねられたのは、一〇五萬リールである。』
- (一九) Caron, op. cit., p. 191—3. 『主眼海峽國境』二二二頁 『Bordeaux. Dunkerque, Saint-malo. La Rochelle, Marseille, Nantes, Le Havre, Lille の各名譽』二二二頁。
- (二〇) Caron, op. cit., p. 200.
- (二一) Lefebvre, op. cit., p. 178.
- (二二) Lefebvre, op. cit., p. 187.
- (二三) Lefebvre, op. cit., p. 185.
- (二四) Caron, op. cit., p. 664—5.
- (二五) Aulard, op. cit., Tome. IX. p. 17 et 19.
- (二六) Lefebvre, op. cit., p. 176.